

## 犯罪被害者等支援に関する機関・団体における支援一覧（案）

※犯罪被害者等に特化した支援、犯罪被害者等も利用し得る支援の双方を含みます。  
※対象要件等を含む支援内容は、地域等により異なります。

関係機関・団体リスト区分	対応機関・団体	支援項目	支援概要
総合的な対応	都道府県 市区町村	総合的対応窓口	地方公共団体において、犯罪被害者等からの相談や問合せに応じて庁内関係部署や関係機関・団体に関する情報提供や橋渡しを行っています。
		犯罪被害者等に特化した各種支援メニュー	犯罪被害者等に対して、各地方公共団体が導入している各種特化支援を提供します。
	市区町村	児童手当	市町村内に住所があり、中学校修了前（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方に対して、一定額を支給します。ただし、請求者の前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）の所得によりが一定額以上ある場合は、所得支給制限があります。（令和6年10月より、支給対象を高校生年代（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童に延長し、所得制限を撤廃する等の制度改正を予定。）
		障害児福祉手当	精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給します。
		特別児童扶養手当	精神又は身体に障害を有する20歳未満の児童を家庭で監護、養育している父母等に対し、手当を支給します。
		要保護及び準要保護児童生徒援助費	経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校給食費、学用品費等を就学援助費として支給します。
		ひとり親家庭等医療費助成	母子・父子家庭等いわゆる「ひとり親家庭」の児童や養育している方が医療保険による診断を受けた場合、その自己負担額の助成を受ける事ができます。
		こども医療費助成	児童が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができます。
		特別障害者手当	精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給します。
		自立支援医療制度	自立支援医療制度では、障害者（児）が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な心身の障害の状態を軽減するための医療について、自己負担の割合を1割としつつ、更に、患者の負担が過大なものにならないよう、所得に応じて1月当たりの負担上限額を設定している制度です。
		住民票の写しの交付等の制限	配偶者からの暴力（DV）、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の方については、市区町村に対して住民基本台帳事務におけるDV等支援措置を申し出て、「DV等支援対象者」となることにより、申し出の相手方からの「住民基本台帳の一部の写しの閲覧」、「住民票（除票を含む）の写し等の交付」、「戸籍の附票（除票を含む）の写しの交付」の請求・申出があっても、これを制限する（拒否する）措置が講じられます。
		一時預かり	日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために、支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かります。
		短期入所生活援助（ショートステイ）事業	保護者の疾病や育児疲れ、仕事等の事由によりこどもの養育が一時的に困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、児童養護施設等で一定期間子ども及び保護者を預かることができます。
		夜間養護等（トワイライトステイ）事業	保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において子どもを養育することが困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合、その他緊急の場合において、子ども及び保護者を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行うことができます。
		身体障害者手帳の交付	身体に障害のある方本人又は保護者の申請により、手帳を交付しています。手帳の取得により、障害福祉サービスの利用（介護給付費等の支給）補装具の購入・修理、日常生活用具の給付・貸与、在宅手当の給付、各種税の減免及び控除、運賃の割引などのサービスが障害の程度に応じて受けられます。※診断書作成料は有料です。お住いの自治体によっては費用の補助が受けられる場合があります。
	精神障害者保健福祉手帳の交付	精神疾患を有する方に、本人の申請により手帳を交付しています。手帳の取得により、自立支援医療（精神通院医療）の申請簡素化、各種税の減免及び控除、公共施設（県）の使用料等の免除、NHKの受信料の減免などが受けられます。	
	都道府県・市区・福祉事務所設置町村	児童扶養手当	対象要件等に該当する児童を監護する母又は監護しかつ生計を同じくする父、又は養育する者に対して、手当を支給します。
		自立支援教育訓練給付金事業	実施主体である地方公共団体が指定した教育訓練講座を受講した母子家庭の母及び父子家庭の父に対して、講座修了後に受講料の一部を支給します。なお、講座修了の見込みがあれば、半年ごとの分割支給が行われる場合もあります。
		高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進取得するため、6月以上養成機関で修業する場合に、養成訓練の受講期間中は高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成訓練修了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給します。
		高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	母子家庭の母及び父子家庭の父の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給します。
		母子家庭等就業・自立支援事業	母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等や、養育費の取り決めなどに関する専門相談など生活支援サービスを提供します。
		母子・父子自立支援プログラム策定事業	福祉事務所等において、自立するための支援を要する母子家庭の母及び父子家庭の父の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細やかで継続的な自立・就業支援等を行います。
	都道府県・政令指定都市・中核市	母子父子寡婦福祉資金貸付金	母子・父子家庭や寡婦いわゆる「ひとり親」やその扶養している児童などに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、児童の就学に必要な資金などの貸付けを行います。
	都道府県・政令指定都市・社会福祉法人等	高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在籍し、就職に有利な資格の取得を目指す母子家庭の母及び父子家庭の父に対して、入学・就職準備金を貸し付けます。
	市区町村 年金事務所	遺族基礎年金	国民年金加入中の方又は老齢基礎年金の資格期間を満たした方が死亡したとき、死亡した方に生計を支えられていた妻や子がいる場合に支給します。
		障害基礎年金	国民年金加入中にかかった病気やけががもとで一定以上の障害が残った場合などに一定額を支給します。身体的な障害のみならず、精神的な障害についても、受給できる可能性があります。
	警察	警察相談専用電話	警察に対する相談全般を受け付けています。（「#（シャープ）9110」番）
		性犯罪被害相談電話全国共通番号	都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」を運用しています。
		少年相談窓口	非行や犯罪被害、家庭・学校での問題等少年に関するあらゆる相談を受け付けています。
		ぴったり相談窓口	子供の性被害等に関する相談窓口案内をします。
		犯罪被害給付制度	殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族や、重い怪我・疾病、障害という重大な被害を受けた方に対して、国から犯罪被害者等給付金が支給されます。
		国外犯罪被害弔慰金等支給制度	日本国外において行われた故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族に対して国外犯罪被害弔慰金を、障害が残った日本国民に対して国外犯罪被害障害見舞金を支給するものです。

関係機関・団体リスト区分	対応機関・団体	支援項目	支援概要	
総合的な対応	警察	診断書料等の公費負担制度	身体犯被害の刑事手続における犯罪被害者等の負担を軽減するため、犯罪被害に係る診断書料等を公費負担しています。	
		被害者等の一時避難場所の確保等に係る公費負担制度	自宅が犯罪の現場となり、破壊されるなど、居住が困難で、かつ、犯罪被害者等が自ら居住する場所を確保できない場合等に、一時的に避難するための宿泊場所に要する経費及び自宅が犯罪行為の現場になった場合におけるハウスクリーニングに要する経費を公費負担しています。	
		司法解剖に関する経費の公費負担制度	司法解剖後の遺体を遺族の自宅等まで搬送するための費用や解剖による切開痕を目立たないよう修復するための費用を公費で負担しています。	
		被害者連絡制度	刑事手続及び犯罪被害者等のための制度、被疑者検挙までの捜査状況、被疑者の検挙状況、被疑者の処分状況について、事件を担当する捜査員が連絡をします。	
		指定被害者支援要員制度	専門的な犯罪被害者等支援が必要とされる事件が発生した場合に、あらかじめ指定された警察職員が事件直後から犯罪被害者等への付き添い、情報提供等を行ったり、部外のコウンセラー、弁護士会、被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介を行っています。	
		地域警察官による被害者訪問・連絡活動	犯罪被害者等の再被害を予防し、その不安感を解消するため、犯罪被害者等の要望に基づき訪問・連絡活動を実施しています。訪問・連絡活動では、被害回復、被害拡大防止に関する情報の提供や防犯指導等を行うほか、警察に対する要望等の聴取などを行っています。また、必要に応じて、周辺のパトロールを行います。	
		カウンセリング	犯罪により大きな精神的被害を受けた犯罪被害者等に対し、精神的被害を軽減するため、カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置、精神科医や民間のコウンセラーとの連携、犯罪被害者等が自ら選んだ精神科医、臨床心理士等を受診した際の診療料及びカウンセリング料の公費負担などにより、犯罪被害者等のための相談・カウンセリングを実施しています。	
		再被害防止	犯罪被害者等が再び同じ加害者から生命又は身体に関する犯罪被害を受けることを防止するため、警戒措置、情報収集、自主警戒指導等の措置を実施しています。	
		性犯罪被害者への支援	性犯罪被害者が希望する性別の捜査員による対応、性犯罪被害相談窓口の設置、証拠採取における配慮、緊急避妊等に要する経費の公費負担（初診料、診断書料、性感染症等の検査費用、人工妊娠中絶費用を含む。）、交番・鉄道警察隊への女性警察官の配置による相談受理等を行っています。	
		配偶者からの暴力事案に対する対応	被害者の保護措置のほか、被害者が自ら被害を防止するための援助措置や被害者が裁判所へ保護命令を申し立てた際の裁判所への書面提出等を行っています。	
		ストーカー事案に対する対応	つきまとい等又は位置情報無承諾取得等に対する警告、禁止命令等の行政上の措置、ストーカー行為に対する捜査及び被害者が自ら被害を防止するための援助措置等を行っています。	
		被害少年への支援	被害少年の精神的ダメージを軽減し、その立ち直りを支援するため、少年相談窓口を設置し、専門職員等による助言・指導やカウンセリングによる支援等を行っています。	
		児童虐待への対応	児童相談所その他の関係機関との緊密な連携の下、児童に対するカウンセリング、保護者に対する助言又は指導その他の児童に対する支援等を行っています。	
		暴力団犯罪の被害者への支援	暴力団犯罪による被害の回復を図るため、被害者からの申出に基づいて、暴力団への連絡や連絡先の教示、被害回復交渉についての助言、被害回復交渉を行う場所としての警察施設の供用などの支援を行っています。	
	交通事故被害者への支援	交通事故被害者等からの相談に応じて保険請求・損害賠償制度、被害者支援・救済制度、示談・調停・訴訟の基本的な制度、手続等の説明や各種相談窓口・被害者支援組織・カウンセリング機関の紹介等を行っています。		
	海上保安庁	解剖遺体の搬送・修復費の公費負担制度	海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の司法解剖後の犯罪被害者の遺体について、遺体を遺族宅まで搬送する際の費用や解剖による切開痕などを目立たないよう修復するための費用を一部公費により負担しています。	
		被害者連絡制度	事件担当捜査員が捜査の状況、被疑者の逮捕や検察庁への送致状況を犯罪被害者等の方々へ連絡するとともに、犯罪被害者等が求める情報について、捜査上支障のない範囲で連絡を実施しています。	
		犯罪被害者等支援制度	性犯罪等に係る女性被害者の捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するために、女性海上保安官による事情聴取や付添いなどを行うこととしています。	
		犯罪被害者等の安全確保	犯罪の口、動機、組織的背景、被疑者と犯罪被害者等との関係、被疑者の言動などの状況から犯罪被害者等に更に被害が及ぶおそれがある時は、被疑者などに当該犯罪被害者の氏名などを告げないようにするほか、必要に応じ犯罪被害者等の保護のための措置を講じます	
		女性被害者への配慮	海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の性犯罪等に係る女性被害者の捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するために、女性海上保安官による事情聴取や付添いなどを行うこととしています。	
		法テラス	犯罪被害者支援ダイヤル	犯罪被害者支援を行っている機関・団体の案内（紹介、取次ぎ等）、刑事手続の仕組みや損害の回復・苦痛の軽減を図るための制度に関する情報の提供、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介等を行っています。（専用ダイヤル）0120-079714（「なくことないよ」）
			犯罪被害者支援窓口	全国の法テラス事務所においては、犯罪被害者支援を行っている機関・団体の案内（紹介、取次ぎ等）、刑事手続の仕組みや損害の回復・苦痛の軽減を図るための制度に関する情報の提供、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介等を行っています。
			日弁連委託援助業務	告訴・告発、事情聴取同行、マスコミ対応、示談申入れへの対応など、刑事手続、少年審判等手続及び行政手続に関して、人権救済の観点から、日弁連が設置した基金を財源として弁護士費用などの援助を行います。
			民事法律扶助業務	民事裁判等手続に関する援助として、無料で法律相談を行い、弁護士・司法書士費用等の立替えを行います。
			国選被害者参加弁護士の選定に関連する業務	刑事裁判への参加を許可された被害者参加人から国選被害者参加弁護士の選定請求を受けて、国選被害者参加弁護士の候補を裁判所に通知する業務などを行います。
		民間被害者支援団体	電話相談・面接相談	相談員（被害者支援について専門的な研修を受けるなどした者）による継続的な相談を行っています。必要に応じ、警察や検察庁等の他の支援機関等の情報提供や紹介を行っています。
			直接的支援	自宅訪問、警察署・病院・検察庁・刑事裁判への付添い等を必要に応じ行っています。
自助グループへの支援			同じような被害に遭われた方同士との交流場所を提供しています。	
公益財団法人 犯罪被害者支援基金	奨学金給与事業	通学先によって給付額は異なりますが、採用時から学業が終了するまでの期間、奨学金を給与します（給与のため返済の必要はありません）。		
被害者団体	自助グループへの参加	同じような被害に遭われた方同士でお互いの気持ちや経験を語り合います。		
司法関連	地方裁判所 簡易裁判所	刑事裁判への参加（被害者参加制度）	殺人、傷害、過失運転致死傷等の一定の刑事事件について、あらかじめ検察官に申し出て裁判所の許可を得た場合、公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。また、これらの行為を弁護士に委託することもできますが、弁護士に依頼するお金がない場合は、国が報酬等を負担する弁護士（国選被害者参加弁護士）の選定を定めることができます。	
		意見陳述	あらかじめ検察官に希望を申し出た場合、刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べることができます。	
		証言する場合の不安等緩和措置	事案によっては法廷で証言する際、心理カウンセラーや民間団体の支援者、検察庁の被害者支援員、家族、教師に付き添ってもらうことや、被害者等と被告人・加害者や傍聴席との間につい立てを置くこと、法廷とテレビ回線で結ばれた別室から証言することができます。	
		被害者に関する情報の保護	いわゆる性犯罪等の一定の刑事事件の被害者について、あらかじめ検察官に申し出て裁判所の決定があった場合、起訴状の朗読等の公開の法廷における訴訟手続を、その個人特定事項を明らかにしない方法で行うことができます。	
		裁判の優先的傍聴	傍聴希望者が多い刑事事件で傍聴券が必要となった際、犯罪によって被害を受けた方等から事前に傍聴を希望する旨の申出があった場合には、優先的に傍聴席が確保されるよう配慮します。	

関係機関・団体リスト区分	対応機関・団体	支援項目	支援概要	
司法関連	地方裁判所 簡易裁判所	事件記録の閲覧・コピー	原則として、刑事事件の記録の閲覧、コピーをすることができます。	
		刑事和解	被告人との間で、事件に関する損害賠償などの民事上の争いについて示談（和解）ができた場合には、被告人と共同して、事件を審理している刑事裁判所に申し、示談の内容を公判調書に記載することを求める申立てをすることができます。示談の内容が記載された公判調書には、民事裁判で和解ができたのと同じ効力があります。	
	地方裁判所	損害賠償命令制度	刑事事件を担当している地方裁判所に対し、被告人に損害賠償を命じる旨の申立てをすることができます。	
		医療観察事件における審判期日の傍聴	入院又は通院処遇事件において、裁判所の許可により、審判の傍聴をすることができます。	
		医療観察事件における審判結果の通知	入院又は通院処遇事件において、対象者に対する審判結果等の通知を受けることができます。	
	家庭裁判所	意見陳述	少年事件において、裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。	
		審判傍聴	少年事件のうち、一定の重大事件（被害を受けた方が亡くなったり、生命に重大な危険を生じさせた傷害を負った事件）については、裁判所の許可により、審判の傍聴をすることができます。	
		事件記録の閲覧・コピー	原則として、少年事件に関する事件記録の閲覧、コピーをすることができます。	
		審判状況の説明	少年事件において、審判期日における審判の状況について説明を受けることができます。	
		審判結果の通知	少年事件において、少年に対する処分結果等の通知を受けることができます。	
	検察庁	被害回復給付金支給制度	財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産（犯罪被害財産）については、その犯罪が組織的に行われた場合や、犯罪被害財産が偽名の口座に隠匿されるなどいわゆるマネー・ローンダリングが行われた場合には、犯人からはく奪した犯罪被害財産を金銭化してその事件により被害を受けた方などに、その申請に基づき被害回復給付金を支給しています。	
		被害者支援員による支援	犯罪被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、犯罪被害者等の状況に応じた関係機関・団体等を紹介するなどの支援活動を行っております。 各地方検察庁に被害者専用電話等として被害者ホットラインを設置しており、被害者支援員等が対応いたします。	
		刑事裁判への参加（被害者参加制度）	殺人、傷害、過失運転致死傷等の一定の刑事事件について、あらかじめ検察官に申し出て裁判所の許可を得た場合、公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。また、これらの行為を弁護士に委託することもできますが、弁護士に依頼するお金がない場合は、国が報酬等を負担する弁護士（国選被害者参加弁護士）の選定を求めることができます。	
		意見陳述	あらかじめ検察官に希望を申し出た場合、刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。	
		被害者に関する情報の保護	いわゆる性犯罪等の一定の刑事事件の被害者等について、あらかじめ検察官に申し出て裁判所の決定があった場合、起訴状の朗読等の公開の法廷における訴訟手続を、その個人特定事項を明らかにしない方法で行うことができます。	
		被疑者・被告人に対する被害者等の情報の秘匿	いわゆる性犯罪等の一定の刑事事件の被害者等について、一定の要件の下で、被疑者・被告人に対して、その個人特定事項を明らかにしないことができます。	
		確定記録の閲覧	刑事裁判が終了した事件の記録や裁判書は、検察庁で保管しており、これらは、刑事確定訴訟記録法に基づき、閲覧することができます。 なお、裁判書以外の記録の閲覧可能期間は、原則として裁判が確定した後3年間となっています。	
		不起訴記録の閲覧	不起訴記録は、原則として閲覧できませんが、被害者参加制度の対象となる事件（上記「刑事裁判への参加（被害者参加制度）」参照）の被害者等については、「事件の内容を知ること。」などを目的とする場合でも、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。 また、それ以外の事件の被害者等についても、民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求権その他の権利を行使するために必要と認められる場合には、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。	
		公判記録の閲覧・コピー（起訴された事件の同種余罪の被害者等）	起訴された事件の同種余罪の被害者等は、その損害賠償請求をするために必要があるときには、一定の要件の下で、検察官を経由して裁判所に申し出ることで、起訴された刑事事件の終結までの間、その記録の閲覧・コピーをすることができます。	
		被害者等通知制度	刑事事件の処分結果、裁判結果、加害者の収容先刑事施設、有罪裁判確定後の刑事施設における加害者の処遇状況、加害者の刑事施設からの出所情報等をお知らせします。	
	再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知	被害者等通知制度とは別に、再被害防止のために必要がある場合に加害者の釈放予定等を通知します。		
	弁護士会	法律相談センター	犯罪被害者等に弁護士による法律相談（電話相談や面接相談）を行います。また、示談交渉、民事裁判の提起、告訴手続等、捜査機関・司法機関（検察官から被害者への説明や裁判傍聴の同行など）・マスコミ等への対応、捜査機関及び司法機関からの情報収集など様々です。	
	司法書士会	総合相談センター	犯罪被害にあった後の今後の対応についての助言や刑事手続に関する情報提供、告訴状や告発状の書類作成を行います。請求内容が140万円以下のものであれば、加害者に対し裁判外での示談交渉や損害賠償・慰謝料等の請求を行うほか、簡易裁判所を通してこれらの請求を行います。	
	刑事施設・保護観察所等	矯正管区	被害者等通知制度	少年院送致処分を受けた加害者に係る被害者等通知制度についての質問に対する説明等を行っています。
			心情等聴取・伝達制度	犯罪被害者等から、刑事施設在所中又は少年院在院中の加害者に係る心情等の聴取・伝達制度を希望する旨の申出があった場合、申出書や申出に必要な書類を受け付けています。また、心情等の聴取・伝達制度についての質問に対する説明等を行っています。
		刑事施設	心情等聴取・伝達制度	犯罪被害者等から、被害に関する心情、被害を受けられた方の置かれている状況、刑事施設収容中の加害者の生活や行動に関する意見を聴きます。さらに、希望がある場合には、これを刑事施設収容中の加害者に伝えます。
		少年鑑別所	被害者等通知制度	犯罪被害者等から、少年院送致処分を受けた加害者の処遇状況等の通知を希望する旨の申出があった場合、申出書や申出に必要な書類を受け付けています。
心情等聴取・伝達制度			犯罪被害者等から、少年院在院中の加害者に係る心情等の聴取・伝達制度を希望する旨の申出があった場合、申出書や申出に必要な書類を受け付けています。	
少年院		被害者等通知制度	少年院送致処分を受けた加害者の処遇状況等の通知を希望する被害者等に対して、加害少年の収容されている少年院の名称及び所在地、教育予定期間、個人別矯正教育目標、出院年月日等を通知しています。	
		心情等聴取・伝達制度	犯罪被害者等から、被害に関する心情、被害を受けられた方の置かれている状況、少年院在院中の加害者の生活や行動に関する意見を聴きます。さらに、希望がある場合には、これを少年院在院中の加害者に伝えます。	
地方更生保護委員会		地方更生保護委員会被害者専用電話番号	犯罪被害者等の問合せに応じ、各種制度の説明や情報提供を行います。	
		意見等聴取制度	刑務所などからの仮釈放や少年院からの仮退院又は退院を許すか否かに関する審理において、犯罪被害者等から仮釈放等、生活環境の調整、保護観察に関する意見や被害に関する心情を聴きます。	
		被害者等通知制度	犯罪被害者等に対し、刑務所、少年院などに収容されている加害者の仮釈放等審理の開始や結果に関する事項について通知を行います。	
保護観察所	相談・支援（保護観察所被害者専用電話番号）	犯罪被害者等の相談に応じ、悩み等を聴いたり、各種制度の説明や、関係機関の紹介などを行ったりします。		

関係機関・団体リスト区分	対応機関・団体	支援項目	支援概要
刑事施設・保護観察所等	保護観察所	被害者等通知制度	犯罪被害者等に対し、保護観察中の加害者の処遇状況などに関する事項について通知を行います。
		心情等聴取・伝達制度	犯罪被害者等から、被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴きます。さらに、希望がある場合には、これを保護観察中の加害者に伝えます。
人権・外国人対応	法務局・地方法務局	常設人権相談所	法務局職員や人権擁護委員が、人権相談に応じています。
		特設人権相談所	市町村役場、公民館等の公共施設、デパート、社会福祉施設等において随時開設し、様々な人権相談に応じています。
		みんなの人権110番	全国共通のナビダイヤルで様々な人権相談に応じています。（専門窓口）0570-003-110（※電話をおかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。）
		インターネット人権相談受付窓口（SOS-eメール）	法務省の人権擁護機関では、人権相談をインターネットでも受け付けています。相談フォームに氏名、住所、年齢、相談内容等を記入して送信すると、最寄りの法務局から後日、メール、電話又は面談により回答します。
		こどもの人権110番	全国共通のフリーダイヤルでこどもの人権に関する相談に応じています。（専門窓口）0120-007-110
		女性の人権ホットライン	全国共通のナビダイヤルで女性の人権に関する相談に応じています。（専用窓口）0570-070-810
		外国人のための人権相談所	全国の法務局の本局においては、通訳を介するなどして、面談による人権相談に応じています。また、法務局以外にも、人権相談所を開設しています。
	外国人在留総合インフォメーションセンター	相談受付	外国人人身取引被害者その他の犯罪被害者・関係者からの相談に対して、在留期間の更新などの手続きに係る案内などを行っています。（専用窓口）0570-013904（IP、海外：03-5796-7112）
	外国人在留支援センター（FRESC）	相談受付	FRESCには、外国人の在留支援に関連する4省庁8機関（東京出入国在留管理局、東京法務局人権擁護部、法テラス等）が入居しています。FRESCにおいては、入居機関が連携し、在留期間の更新及び在留資格の変更、法律トラブル等に関する相談対応を行っています。（専用窓口）0570-011000（IP、海外：03-5363-3013）
	違法・有害情報相談センター	違法・有害情報相談センター	インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行います。
法務省・総務省 一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構 一般社団法人セーフティーインターネット協会	#NoHeartNoSNS（ハートがなけりゃSNSじゃない）	SNS上のやり取りで悩む方に役立てていただくための、SNS事業者団体等と共同して、「#NoHeartNoSNS」をスローガンに、SNS利用に関する人権啓発サイトを開設しています。	
医療福祉	精神保健福祉センター	相談業務	心の健康に関する相談や精神医療の新規受診や受診継続に関する相談、ライフステージごとのメンタルヘルス及び精神疾患の課題、依存症、災害等における精神保健上の課題等、精神障害者等及びその家族等からの多岐にわたる相談を実施しています。
	福祉事務所	相談・援護	福祉全般の相談業務等を行っています。
	保健所	相談業務	心の健康に関する相談、精神医療の新規受診や受診継続に関する相談、ライフステージごとのメンタルヘルス及び精神疾患の課題等、精神障害者等及びその家族等からの多岐にわたる相談を実施しています。
	市町村保健センター	相談業務	身体的・精神的な健康に関する相談があれば、必要に応じて、適切な医療機関の紹介等を行います。
	都道府県社会福祉協議会等に設置されている運営適正化委員会	福祉サービスに関する相談業務	福祉サービスに関する相談・苦情の受付を行っています。苦情に関しては福祉サービスについて中立的立場から助言・あっせんを行っています。
	社会福祉協議会	日常生活自立支援事業	認知症や知的障害、精神障害等によって自らの判断能力に不安のある方を対象に福祉サービスの利用援助や日常的な金銭の管理等を行っています。
		生活福祉資金	経済的自立及び生活意欲の助長促進を図ることを目的とし、低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付を行っています。
	地域包括支援センター	総合相談支援業務 権利擁護業務	高齢者を対象とし、地域における適切なサービス、関係機関や制度の利用につなげるなどの、総合的な相談・支援を行います。
	全国健康保険協会の各都道府県支部 各健康保険組合 各市町村及び各国国民健康保険組合 各都道府県後期高齢者医療広域連合	高額療養費制度、高額療養費の貸付（立替）制度	公的医療保険を利用しており、医療機関に支払う医療費の自己負担額が一定額を超えた場合、超えた金額について払い戻しをします。また、当座の医療費の支払に困る場合、高額療養費支給見込額の一定割合を無利子で貸付けする制度もあります。
	医療機関（病院・診療所等）	医療の提供等	医療を受ける者の心身の状況に応じて、良質かつ適切な医療を提供します。また、必要に応じて、他の医療提供施設等を紹介します。
〇〇県社会福祉士会	成年後見人等の紹介・受任	判断能力が不十分な高齢者や障害者に対し、成年後見制度の利用相談、成年後見人の養成と候補者名簿の家庭裁判所への提出、積極的受任と受任者へのサポートを実施しています。	
医療安全支援センター	医療に関する相談	個人情報の取扱いを含めた医療に関する苦情・相談	
就労関係	労働基準監督署	労災保険給付	業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等において、労働者やその遺族のために、必要な保険給付等を行っています。具体的には、保険給付の申請・相談等に対応し、調査の上、労災保険の給付等を行います。
	ハローワーク（公共職業安定所）	就職支援	個々の求職者に対する職業相談を通じて、求職者の置かれた状況に応じたきめ細かな就職支援を行っています。
	総合労働相談コーナー	相談業務	総合労働相談コーナーでは、解雇、配置転換、賃金の引き下げなどの労働条件、募集・採用、いじめ・嫌がらせ等あらゆる労働問題について、専門の相談員が電話や面談で相談に対応し、関係法令や裁判例等のほか、相談者の希望等に応じて、各個別労働紛争解決機関における紛争解決制度に関する情報も提供しています。
	公共職業能力開発施設	職業訓練	就職に必要な職業スキルや知識を習得するための職業訓練を無料（テキスト代等は自己負担）で実施しています。
DV・性暴力・ストーカー被害等	配偶者暴力相談支援センター	相談業務等（DV相談ナビ等）	配偶者からの暴力の被害者等に関する各般の問題の相談業務を行い、関係機関・団体の紹介や保護命令制度、シェルター等に関する情報提供、利用の援助を行います。「#8008」（DV相談ナビ（最寄りの都道府県配偶者暴力相談支援センターにつながる短縮ダイヤル））また、内閣府でも「DV相談プラス」（「0120-279-889（つなぐ・はやく）」）として相談を受け付けています。
		カウンセリング	配偶者からの暴力等により精神的被害を受けた被害者に対し、カウンセリングを実施しています。
		緊急時における安全の確保及び一時保護	被害者や同伴者の緊急時における安全の確保と一時保護を行います。緊急時における安全の確保は、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間、適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供するものです。また、一時保護は、被害者本人の意思に基づき、配偶者からの暴力から保護することが必要と認められる場合、被害者の心身の健康の確保及び関係機関による回復に向けた支援につなぐために保護することが必要と認められる場合等に行うものです。
		自立支援	自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等についての情報提供等の援助を行っています。

関係機関・団体リスト区分	対応機関・団体	支援項目	支援概要
DV・性暴力・ストーカー被害等	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（全国共通短縮番号）	性犯罪・性暴力の被害者に対し、被害直後からの医療的支援、法的支援、相談を通じた心理的支援などを可能な限り一か所で提供しています。最寄りのワンストップ支援センターにつながる全国共通番号「# 8 8 9 1（はやくワンストップ）」を運用しています。
	男女共同参画センター（女性センター）	相談業務等	主に女性に対し、相談員による電話相談や面接相談などを行っています。法律相談や医療相談など、弁護士や医師が相談に応じる専門窓口もあります。
		自助グループへの支援	配偶者からの暴力の被害を受けた方に、自助グループの形成や継続に関する支援を行っています。
		就労支援	女性のための再就職セミナーを開催しています。
	婦人相談所	相談業務	国籍、年齢を問わず、各般の問題を抱えた女性からの相談に応じ、必要な調査並びに医学的及び心理学的援助を行い、自立に向けた適切な支援を行います。 配偶者からの暴力被害者に対しては、相談に応じるほか、心身の回復のため医学的、心理学的な支援、自立支援、保護命令の制度利用の支援、保護施設の利用の支援を行います。
		一時保護	一時保護は、本人の同意の上、施設入所する前や短期間の入所支援をする場合等に行います。 配偶者からの暴力被害者については、本人の意思に基づき、適当な寄宿先がなく、被害が及ぶことを防ぐために緊急の保護が必要と認められる場合、短期間の生活支援が有効である場合等に行われます。 一時保護期間中は、入所者と同伴家族の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な支援その他の必要な支援を行います。また、警備体制を整え、入所者と同伴家族の安全、安心の確保に努めています。 なお、厚生労働大臣が定める基準を満たす者（施設や民間団体）に委託することもあります。
婦人保護施設	女性と同伴家族の保護	入所期間中は、本人と同伴家族の心身の健康を回復、生活基盤の安定化、自立生活に向けた様々な支援を行っています。また、警備体制を整え、入所者と同伴家族の安全、安心の確保に努めています。 希望者に対しては、退所後の生活支援を定期的に行っています。	
DV被害者の一時保護を担う民間シェルター	緊急一時保護等	民間団体によって運営されている暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設です。相談への対応被害者の自立へ向けたサポートなど被害者に対する様々な援助を行っています。	
子ども関係	児童相談所	相談業務	子どもに関する家庭などからの相談に応じ、子どもが有する問題や子どものニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、子どもや家庭に適切な援助を行っています。
		児童相談所虐待対応ダイヤル	全国共通の電話番号でお住まいの地域の管轄の児童相談所に転送します。匿名で児童虐待に関する相談・通告ができます。（相談電話番号「1 8 9（いちはやく）」）
	児童家庭支援センター	相談業務	児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助等を行っています。
	乳児院	入所施設	乳児（特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させ養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行っています。
	児童養護施設	入所施設	保護者のない児童（乳児を除く。ただし、特に必要のある場合には、乳児を含む。）を、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させ養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行っています。
	児童自立支援施設	入所施設	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行っています。
	児童心理治療施設	入所施設	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行っています。
	母子生活支援施設	入所施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させ保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行っています。
	性と健康の相談センター	性と健康の相談センター	男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を促すプレコンセプションケアを推奨することを目的に、思春期、妊娠、出産等のライフステージに応じた切れ目のない相談支援を行っています。
	教育委員会	相談業務	24時間子供SOSダイヤルとして実施しております。都道府県教育委員会等の相談窓口につながります。夜間・休日を含め24時間の電話相談を行っています。（相談電話番号「0120-0-78310（なやみいおう）」）
	都道府県（教育委員会含む） ※国立学校の場合は文部科学省	高等学校等就学支援金	高等学校等就学支援金を支給することにより、高校生等の授業料を支援しています。本制度は家計が急変した世帯も対象としており、犯罪被害により収入が減少した場合についても対象となり得ます。
	都道府県（教育委員会含む）	高校生等奨学給付金	高校生等奨学給付金を支給することにより、低所得世帯の高校生等の授業料以外の教育費を支援しています。本制度は家計が急変した世帯も都道府県の基準に基づき対象としており、犯罪被害により収入が減少した場合についても対象となり得ます。
	学校	スクールカウンセラー	スクールカウンセラーが配置された学校においては、スクールカウンセラーが児童生徒や保護者のカウンセリングを行うほか、災害や事件・事故などが起きた場合には、緊急的にスクールカウンセラーが配置され、災害や犯罪の被害児童生徒の心のケアを行います。
	独立行政法人 日本学生支援機構・学校	高等教育段階の修学支援	大学等の進学・修学に係る費用について、生計維持者の死亡、災害その他の予期しなかった事由が生じたことにより緊急に支援を受けることが必要となった場合等に、家計が急変した学生等に係る特例措置として、授業料等減免及び給付型奨学金（「高等教育の修学支援新制度」）や貸与型奨学金により支援しています。
独立行政法人 日本スポーツ振興センター（JSC）	災害共済給付	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定子ども園、高等専修学校又は保育所等の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して、学校の設置者（園）からの支払請求及びJSCの審査を経て、学校（園）の設置者を經由して児童生徒等の保護者に、医療費、障害見舞金又は死亡見舞金を支給します。	
交通事件	交通事故相談所	相談業務	損害賠償請求、示談の進め方、生活問題等について、面接、電話等での相談を受け付けています。問題解決のための指導や助言、必要に応じて関係機関への斡旋を行っています。
	都道府県交通安全活動推進センター	交通事故相談活動	交通事故の保険請求、損害賠償請求、示談等の経済的被害や精神的被害の回復に関しての相談に応じ、適切な助言をしています。
	公益財団法人 日弁連交通事故相談センター	高次脳機能障害面接（電話）相談	自動車事故による高次脳機能障害について、面接及び電話による相談を行っています。
		面接相談、示談あっ旋	損害賠償責任者の認定、損害賠償額の算定、その他交通事故の民事上の法律問題等について弁護士が面接相談を行います。また、損害賠償の交渉で相手方と話し合いがつかない時には、弁護士が双方の間に入り、中立・公正な立場で示談が成立するよう、示談あっ旋も行っていきます。示談あっ旋の申出は、面接相談を行い、相談担当弁護士がその適否を判断します。
		電話相談	電話による事故相談を行っています。ただし、事故状況等を十分に把握できない恐れがありますので、簡単な事故相談に限ります。また、時間も10分程度でお願いしています。（0120-078-325）
	一般社団法人 日本損害保険協会	そんぽADRセンター	東京・近畿に設置し、損害保険に関する様々な相談・照会・苦情に対応しています。
		交通事故被害者のための情報提供	交通事故被害者の方のために「事故時の対応」から「賠償問題の解決」に至るまでのポイント（事故時の対応、保険の解説、自賠責保険の請求方法や支払基準、賠償問題の解決方法等）を情報提供しています。
一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構	紛争処理	交通事故の当事者や保険会社・共済組合から提出された書類などを、弁護士、医師、学識経験者からなる紛争処理委員が支払内容について審査し、調停を行っています。	
独立行政法人 自動車事故対策機構（ナスバ）	相談業務（ナスバ交通事故被害者ホットライン）	交通事故に起因する悩み事に応じて無料で相談できる相談窓口をご案内しています。（0570-000738）	
	相談業務（在宅介護相談窓口）	介護料受給資格をお持ちの方やその家族の方々からの在宅介護等に関する相談に応じるため、各主管支所に「在宅介護相談窓口」を開設しています。「在宅介護相談窓口」には、看護師や介護福祉士やホームヘルパーなどの専門的な知識を有する相談員を配置しています。	

関係機関・団体リスト区分	対応機関・団体	支援項目	支援概要
交通事件	独立行政法人 自動車事故対策機構（ナスバ）	相談業務（相談支援窓口）	ナスバにおける相談支援業務として、自動車事故被害者・遺族団体による相談支援業務をナスバが支援することにより、夜間など既存のナスバでの相談窓口で対応できていなかった自動車事故被害者等の相談先の確保・充実を図り、自動車事故被害者等における精神的負担を軽減するため、相談支援を実施いただける団体の公表をしております。
		相談業務（交通遺児等相談窓口）	交通遺児等の家庭からのお問い合わせや身近な生活全般にわたる問題の相談に対応しているとともに、様々な情報提供を行うため、全支所に経験豊かな被害者支援員を配置しております。
		介護料支給	自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事、排泄など日常生活動作について常時又は随時介護が必要な状態の方に支給します。
		生活資金貸付	自動車事故による被害者の方であって、生活状況が困窮している方に対して次の生活資金の貸付を行っています。 ・交通遺児等貸付 自動車事故により死亡または重度の後遺障害が残った方の中学校卒業までの子に対する貸付 ・不履行判決等貸付 自動車事故による被害者の方で、損害賠償についての債務名義を得ていながらその全部又は一部の弁済を受けることが困難であると認められる方に対する貸付 ・後遺障害保険金（共済金）等一部立替貸付 自動車事故により後遺障害が残り、その後後遺障害について自賠責保険金（共済金）の請求をしている被害者の方に対して、自賠責保険金（共済金）の支払いがなされるまでの期間に貸付 ・保障金一部立替貸付 ひき逃げや無保険車による自動車事故により、政府の保障事業に保障金を請求している被害者の方に対して、保障金の支払いがなされるまでの期間に貸付
	公益財団法人 交通遺児育成基金	育成基金の給付	交通遺児が抛出した抛出品に国と民間の負担による援助金を加えて安全・確実に運用し、遺児が満19歳に達するまで定期的に育成資金の給付を行います。
	公益財団法人 交通遺児育英会	奨学金の貸与および一部給付	高等学校以上の学校に通うための学費を必要としている方に、奨学金を無利子で貸与および一部給付を行います。
国土交通省	公共交通事故被害者支援窓口	鉄道、バス等の公共交通を利用中に事故に遭われた方やその家族等に対し、事故が発生した際の情報提供や、事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの中長期にわたる支援を実施します。（相談電話番号「03-5253-8969」）	
運輸支局・自動車検査登録事務所	相談	犯罪被害者等が所有者等となっている登録自動車に係る登録事項等証明書等の出力制限に関する相談を受け付けます。	
その他	暴力追放運動推進センター	暴力相談活動	弁護士、少年指導委員、保護司、警察OBが、面談・電話等により、暴力団による被害の防止、回復に向けたアドバイスを行っています。出張相談も行っています。
		見舞金の支給・入院費用等の貸付け	暴力団員の不当な行為により被害を受けた方に対して、見舞金の支給や入院費用等の貸付けを行っています。
		暴力団員を相手とした民事訴訟の支援活動	暴力団事務所撤去訴訟や損害賠償請求訴訟に係る費用等の無利子貸付け等を行っています。
	消費生活センター	相談業務（電話又は来所）	悪質商法に巻き込まれた被害者への助言・あっせん等を行っています。（相談電話「188」（相談者のお近くの消費生活センター等に転送））
	都道府県 政令指定都市	相談業務（自殺対策）	電話をかけた所在地の都道府県・政令指定都市が実施している「こころの健康電話相談」等の公的な相談機関に接続します。
	公益財団法人 日本財団	預保納付金支援事業	預保納付金を活用し犯罪被害者等の支援を充実させるため、犯罪被害等を受けた家族の子どもを対象とした「奨学金制度（まごころ奨学金）」と、犯罪被害者支援の拡充を図る非営利団体に助成を行うことで、犯罪被害者等に対する支援活動をサポートするための「団体助成制度」を実施しています。
	税務署	申告・納付期限の延長	やむを得ない理由により申告・納付等をその期限までにできないときは、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。
		雑損控除	納税者ご本人や総所得金額等が一定金額以下の納税者と生計を一にする配偶者その他の親族が所有する住宅や家財などの資産について、災害又は盗難若しくは横領によって損害を受けた場合等には、一定の金額の所得控除を受けることができ、控除を受けた金額に応じて所得税が軽減されます。
		ひとり親控除	納税者ご本人がひとり親に該当する場合（婚姻をしていない又は配偶者の生死の明らかでない方で、一定の要件を満たす場合）には、一定の金額の所得控除を受けることができ、控除を受けた金額に応じて所得税が軽減されます。
		障害者控除	納税者ご本人、同一生計配偶者又は扶養親族が所得税法上の障害者に該当する場合には、一定の金額の所得控除を受けることができ、控除を受けた金額に応じて所得税が軽減されます。
		医療費控除	納税者ご本人又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支出した年間の医療費が一定の金額を超える場合には、その超える部分について医療費控除を受けることができ、控除を受けた金額に応じて所得税が軽減されます。
		寡婦控除	納税者ご本人が寡婦に該当する場合（ひとり親に該当しない方のうち、夫と死別又は離婚した後、婚姻をしていないか、夫の生死が不明な方で、一定の要件を満たす場合）には、一定の金額の所得控除を受けることができ、控除を受けた金額に応じて所得税が軽減されます。
		納税の猶予	納税者ご本人や生計を一にする親族が病気や負傷により納付すべき国税を一時に納付することができずと認められるときなどは、最大1年間納税が猶予され、猶予された期間に係る延滞税の全部又は一部が免除されます。
		換価の猶予	国税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難になるおそれがあると認められる場合において、納税について誠実な意思を有すると認められるときは、最大1年間滞納処分による財産の換価が猶予され、猶予された期間に係る延滞税の一部が免除されます。
		納税証明書の手数料	財産につき相当な損失を受けた者が復旧に必要な資金の借入れのために使用する納税証明書及び生計の維持について困難な状況にある者が法律に定める扶助等を受けるために使用する納税証明書については、手数料の納付を要しないで、納税証明書の交付を請求することができます。
	居住支援法人	民間賃貸住宅への円滑な入居に向けた居住支援	犯罪被害者等を含む住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、居住支援法人による相談対応等を行っている。
金融機関	被害回復分配金の支払等	金融機関では、振り込め詐欺救済法に基づき、犯罪利用預金口座等である疑いのある預金口座等の取引停止及び被害者に対する被害回復分配金の支払等を行っています。	